

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	総合食料局食糧部食糧貿易課
部署の業務内容	米麦の入札実務、輸入米麦の配船業務、食料援助米穀の窓口業務、米穀の輸出促進、政府小麦売渡価格の決定等

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	・消費者にとって最も身近で影響を受ける政府の小麦売渡価格の決定に際し、国際穀物需給状況や変動要因、内外の食料品価格の動向などについての説明資料を作成し、消費者団体、マスコミ、有識者などに、価格決定の数か月前から説明を行っているほか、決定後も色々な機会を捉えて積極的に説明している。 ・説明資料は、製粉業界、パン、製麺、菓子、味噌、醤油、麦茶メーカーに加えて量販店などの団体にも提供している。各企業は取引先との価格改定交渉の際に必要なに応じて活用しており、量販店では、消費者からの問い合わせにも活用している。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	・政府の小麦売渡価格に関する問い合わせや要請が最も多いが、総論で回答したとおりの対応を行っており、この要請について対応が放置されたり不誠実との批判は受けていない。 ・官房情報評価課が作成した外部からの提供情報の管理マニュアルに基づき対応している。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	・小麦の政府売渡価格に関する問い合わせや要請が最も多いが、総論で回答したとおり、消費者団体、マスコミ、有識者などに積極的に説明を行っている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行され则认为られるか。	○	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	

	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	・米麦の輸入、国内産麦の振興 ・「輸入麦の政府売渡ルール検討会」を開催し国際価格の動向を迅速に反映させるように検討を行っている。 ・政府売渡価格の上昇局面では、コストを転化したい製粉企業と価格を上げて欲しくない消費者との利害は一致しない。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	
	項 目		対応	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	・米麦の輸入に際し、輸入商社に義務付けている安全性自主検査
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	×	・厚生労働省の輸入検疫、農産物検査に加えて、自主的な安全性検査を輸入商社に義務付け、国民の健康を守ることを最優先にしている。 ・厚生労働大臣の登録検査機関において検査することを輸入商社との契約において規定しており、検査が科学的知見に基づいて行われるよう措置している。 ・上記の検査の結果、食品衛生上問題があるとされたものについては、契約によって輸出国に返送又は廃棄をすることとし、国内に流通させないよう措置している。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	

		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	○	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	×	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			